

# 第 10 回教育委員会会議

令和 6 年 6 月 25 日  
午後 3 時 30 分  
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第70号

今福小学校・放出小学校 学校再編整備計画の変更について

今福小学校・放出小学校 学校再編整備計画の変更について

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則第 6 条に基づき、令和 6 年 2 月に策定した今福小学校・放出小学校 学校再編整備計画の変更案について提出する。

【変更理由】

今福小学校の学校配置の適正化を実施するにあたり、令和 6 年 2 月の教育委員会会議において、大阪市立学校活性化条例第 16 条第 4 項等に基づき、学校再編整備計画案を上程し、統合後の学校における児童の収容対策等のため、放出小学校の既存校舎の教室改修等を行ったうえで、令和 10 年 4 月に統合することとして議決を得た。

当初の学校再編整備計画案では、収容対策等のため必要となる教室改造工事及びエレベータ棟増築工事を一括して発注し、令和 10 年 3 月までに工事を完了させる予定であった。

しかし、計画の議決後、基本設計において工事内容や整備規模等の詳細な検討を行ったところ、教室改造工事の規模が大きく、工事全体の工期が長期化するうえ、工程管理も非常に複雑化することとなった。昨今の本市における入札状況等を鑑みると、工期の長期化、工程管理の複雑化は入札参加事業者の減少を招く要因となっており、入札が不成立となる可能性が極めて高いことが明らかになった。

このようリスクを回避するためには、教室改造工事とエレベータ棟増築工事を個別に発注する必要があるが、その場合、再編整備時期は現行の計画より 1 年遅れ、令和 11 年 4 月となる。一方、当初の一括発注案で入札が不成立となった場合は、設計の見直し作業や再入札手続き等が必要となり、再編整備時期は現行の計画より 2 年遅れ、令和 12 年 4 月となる。

児童の教育環境や学校運営の影響等を総合的に勘案し、できるだけ早く新しい学校を開校するため、現行の計画より 1 年遅れるものの、教室改造工事とエレベータ棟増築工事を個別に発注することが最善の策であるとの結論に至った。

以上の理由から、再編整備時期を令和 10 年 4 月から令和 11 年 4 月に変更するため、大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則第 6 条に基づき、今福小学校・放出小学校 学校再編整備計画の変更を行うこととしたい。

## 今福小学校・放出小学校 学校再編整備計画変更案

今福小学校・放出小学校 学校再編整備計画の一部を次の通り変更する。

次の変更前欄に掲げる規定の二重傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の二重傍線を付した部分に改める。

変更後	変更前
3 学校適正配置の実施時期 令和 <u>11</u> 年 4 月（放出小学校の施設整備を完了後）	3 学校適正配置の実施時期 令和 <u>10</u> 年 4 月（放出小学校の施設整備を完了後）

## 今福小学校・放出小学校 学校再編整備計画

教育環境の確保及び教育活動の充実を目的とした学校配置の適正化を推進するため、次のとおり今福小学校・放出小学校における学校再編整備計画を策定する。

### 記

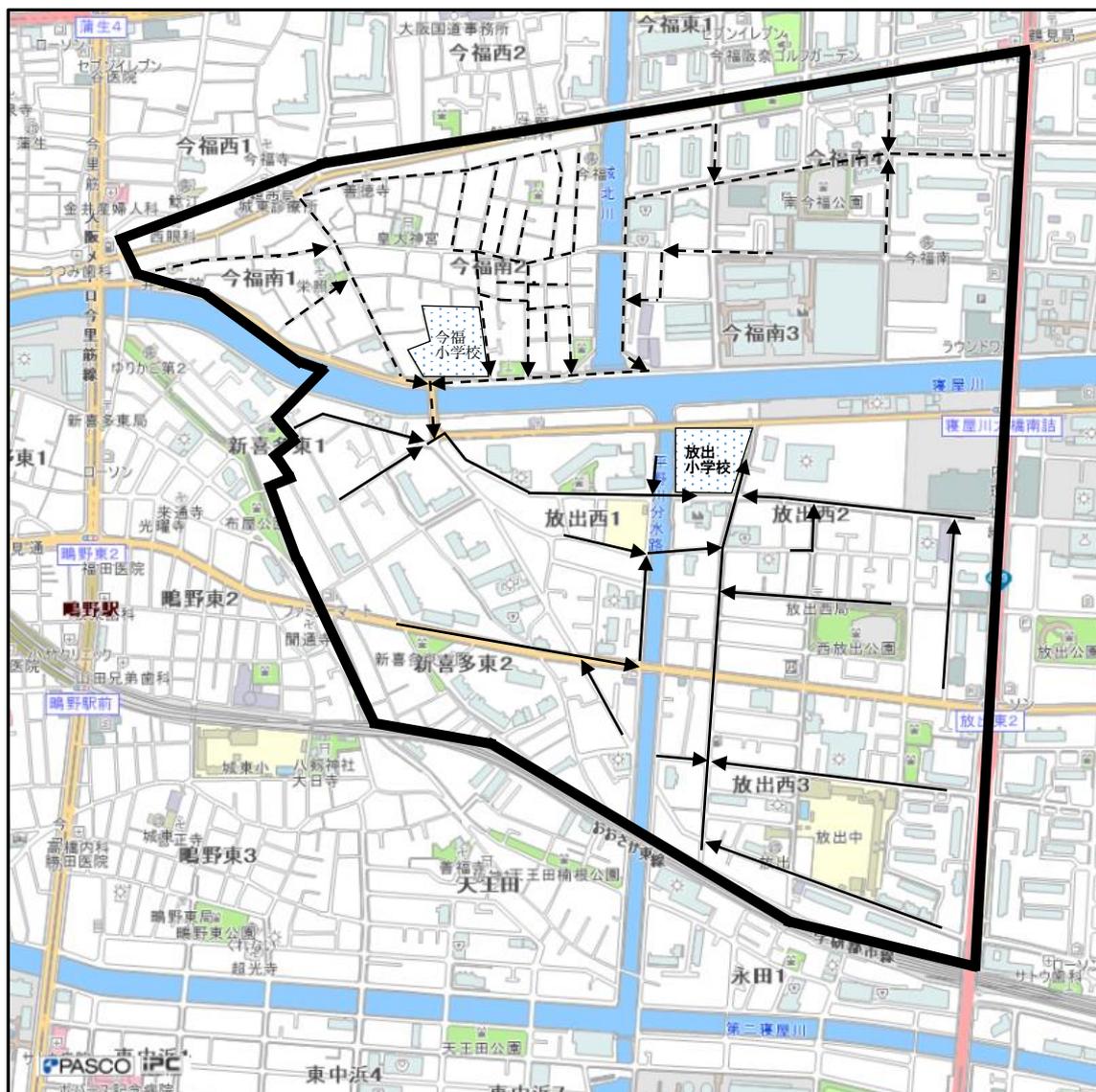
- 1 学校再編整備の対象校  
今福小学校  
放出小学校
  
- 2 学校適正配置の手法  
放出小学校に今福小学校を統合
  
- 3 学校適正配置の実施時期  
令和10年4月（放出小学校の施設整備を完了後）
  
- 4 活用する学校施設  
放出小学校の校地（大阪市城東区放出西2丁目）を活用
  
- 5 学校施設の整備計画  
児童収容対策のため、既存校舎の教室改修を行う。
  
- 6 学校再編整備後の通学路（案）と安全対策
  - ・通学路  
別紙1のとおり
  - ・新たな通学路等、児童の安全確保については、警察や道路管理者等の関係先と協議しながら、学校適正配置検討会議において意見聴取し、必要な対策を検討する。

7 対象校並びに再編整備後の児童数・学級数の見込み  
別紙2のとおり

8 その他（統合前後の学校運営等）

- ・統合を円滑に進めるため、合同行事などにおいて児童の相互交流を図るとともに、統合後の教育方針や教育内容において、これまでの各校の取組みや課題と成果を継承していくよう学校間、教員間の連携を強化していく。
- ・統合後の学校における教員配置については、国の統合支援加配なども活用し、実態に即した配置を行っていくことにより、両校の体制強化や適切な学習指導、生活指導の充実に努めていく。

学校再編整備後の通学区域



- 今福小学校・放出小学校統合後の通学区域
- 放出小学校区の通学路
- 今福小学校区からの通学路

## 対象校並びに学校再編整備後の児童数・学級数の見込み

## (1) 今福小学校について

・令和 5 年度は児童数 115 人、6 学級。今後も全学年単学級の見込み。

※児童数は特別支援学級児童を含む。学級数は特別支援学級を含まない。以下同じ。

年度	児童数	学級数	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
令和 5 年度	115	6	9	18	18	24	20	26
令和 6 年度	109	6	20	9	18	18	24	20
令和 7 年度	114	6	25	20	9	18	18	24
令和 8 年度	108	6	18	25	20	9	18	18
令和 9 年度	112	6	22	18	25	20	9	18
令和 10 年度	117	6	23	22	18	25	20	9
令和 11 年度	135	6	27	23	22	18	25	20

## (2) 放出小学校について

年度	児童数	学級数	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
令和 5 年度	598	18	92	83	111	104	99	109
令和 6 年度	591	19	103	91	84	111	104	98
令和 7 年度	601	20	109	102	92	84	111	103
令和 8 年度	563	19	66	108	103	92	84	110
令和 9 年度	522	17	70	65	109	103	92	83
令和 10 年度	499	16	62	69	65	109	103	91
令和 11 年度	477	16	71	61	69	65	109	102

## (3) 学校再編整備後の小学校の児童数・学級数の見込み

・学校再編整備時の令和 10 年度には、児童数 643 人の 21 学級になる見込み。

年度	児童数	学級数	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
令和 10 年度	643	21	87	96	88	141	130	101
令和 11 年度	639	21	97	87	96	88	141	130

(参考)

●大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則（抄）

（学校再編整備計画の変更）

第6条 教育委員会は、当該適正配置対象校の学級数及び児童数の推移、学校施設の整備状況等を勘案し、必要に応じて当該適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成する変更案をもとに、学校再編整備計画を変更することができる。